

まちづくり基本条例について（5）

市では、市民の皆さんとの「協働」によるまちづくりを目指すため、「まちづくり基本条例」の制定に取り組んできました。条例案は、本年 10 月に市議会において可決・成立し、来年 1 月 1 日の施行を予定しています。

まちづくり基本条例の内容について市民の皆様にお伝えしてきました。今回は最終回で、条例制定後の取り組みについてお知らせします。



<条例を実効性のあるものとします>

今までお伝えしてきましたとおり、この条例はまちづくりの「基本」として、今後の市政運営の指標となるものです。

個々の条文をみていただきましたが、わりと“あたりまえ”のことが書かれているという印象をお持ちの方もいらっしゃると思います。また、あまりにも抽象的で具体性に欠けるのでは、という感想をお持ちかもしれません。しかし、基本的なことだからこそ、「条例」という形式が実効性を保証するものであると考えています。

今後、この条例の趣旨にそった行政運営を行っているかどうか、個々の施策・事業について常に点検と検証を行いながら、この条例をの趣旨に基づいたまちづくりを行っていきます。

シリーズでまちづくり基本条例についてお伝えしました。

条例についてのご意見やご要望などがありましたら、ぜひお寄せください。

また、出前講座で条例のご紹介をいたしますので、お気軽にお申し込みください。

<お問い合わせ先>

企画振興部企画・広報課

TEL33-3131 内線 2345

FAX33-3137

E-Mail kikakukouhou@city.eniwa.hokkaido.jp